

パワーハラスメント防止措置 されていますか？

令和4年4月1日より、パワーハラスメント防止措置が**全企業に義務化**されました！

職場におけるパワーハラスメントとは

- ①優越的な関係を背景とした言動であって
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
- ③労働者の就業環境が害されるもの

*①～③までの要素を全て満たすもの

*客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません



職場のパワーハラスメントの代表的な類型

- ①身体的な攻撃(暴行・傷害)
- ②精神的な攻撃(脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言)
- ③人間関係からの切り離し(隔離・仲間外し・無視)
- ④過大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害)
- ⑤過小な要求(業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)
- ⑥個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)



事業主にパワーハラスメント防止措置を義務付け

- 社内方針等の明確化と周知・啓発
- 相談体制の整備
- 被害を受けた労働者へのケアや再発防止

*労働者が相談したこと、事実関係の確認に協力したことを理由とする解雇その他の不利益な取扱いをすることは法律上禁じられています



事業主・労働者の責務を明記

【事業主の責務】

- ハラスメント問題に対する労働者の関心と理解を深めること
- 労働者への理解を深めるため、教育・研修の実施その他必要な配慮を行うこと

【労働者の責務】

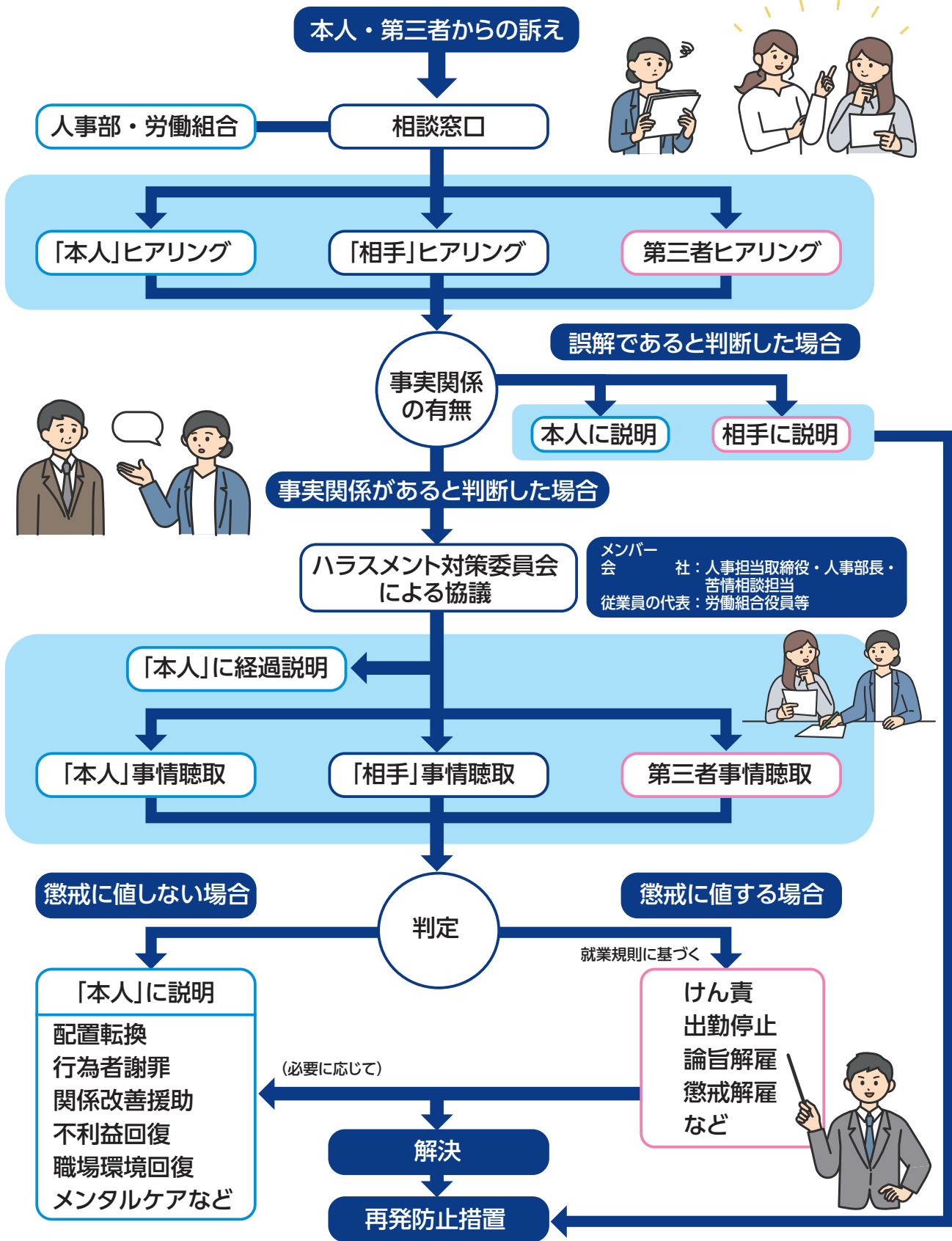
- ハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の労働者(※)に対する言動に注意を払うこと

- 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

※取引先等の他の事業主が雇用する労働者や求職者も含まれます



職場におけるハラスメントに関する相談・苦情処理手続きの流れ（例）



電話相談専用 東京都ろうどう110番 電話 0570-00-6110

TOKYO はたらくネット HP <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>



●東京都労働相談情報センター・各事務所で労働相談を受け付けています

飯田橋 03-3265-6110
亀戸 03-3637-6110

大崎 03-3495-6110
多摩 042-595-8004

池袋 03-5954-6110



(令和4年10月作成)